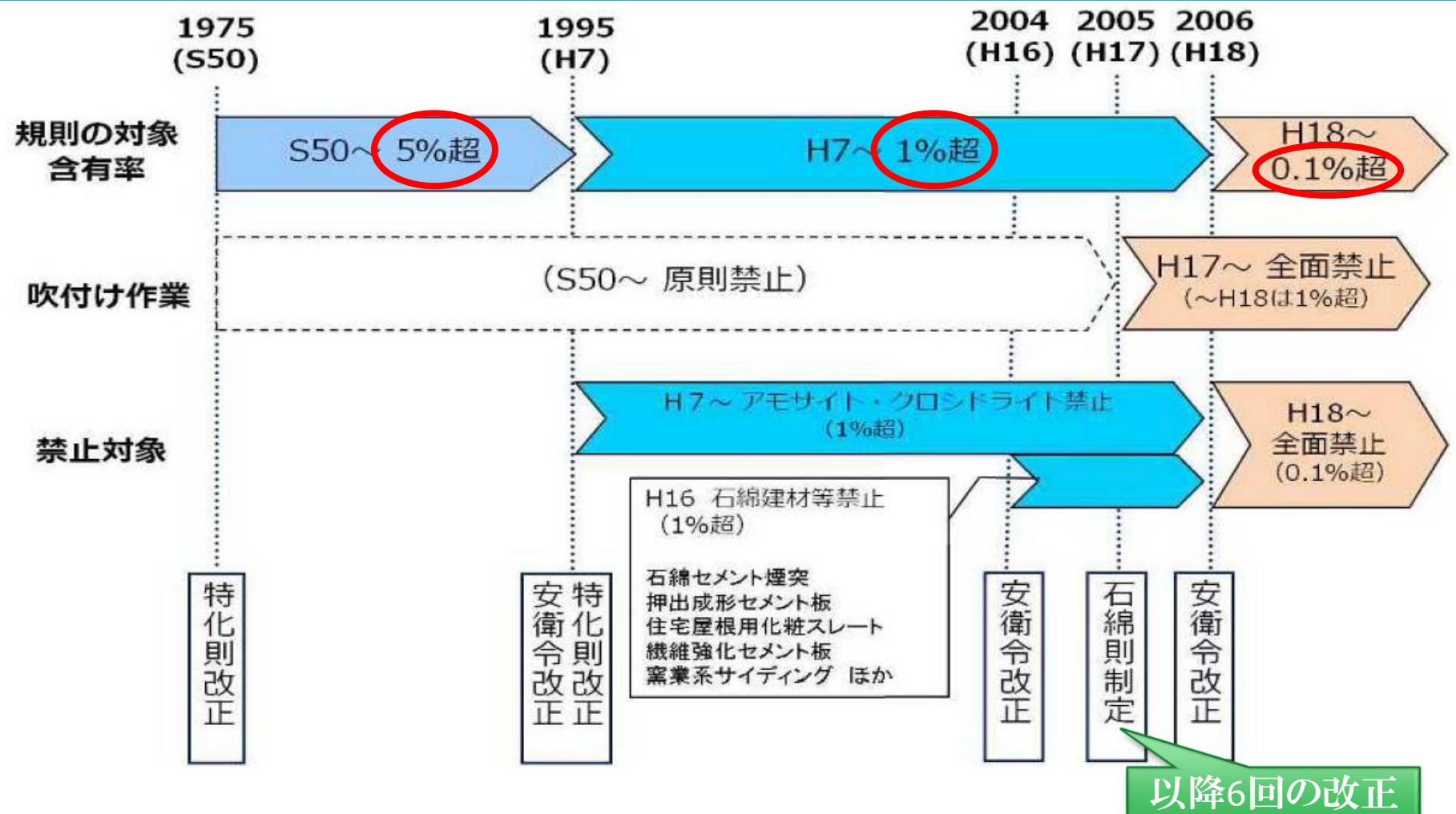


石綿障害予防規則等の改正のポイント



令和6年6月
大阪労働局労働基準部健康課



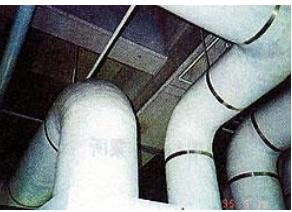
参考図 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

※ 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.20」から引用

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7月	10月	4月	4月 10月
事前調査方法の明確化				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用				
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知 令和3年4月施行	周知 令和3年4月施行	施行日前であっても必要な知識等を有する者に行わせることが望ましい！ 令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		
計画届の対象拡大		周知 令和3年4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知 令和3年4月施行		
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知、電子報告システムの開発 令和4年4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知 令和3年4月施行		
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知 令和2年10月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知 令和3年4月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知 令和2年10月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知 令和3年4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知 令和3年4月施行		
改正石綿則・安衛則の公布	周知 令和3年4月施行			

改正後の規制（改正石綿障害予防規則）

改正前		改正後	
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 	<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>	<p>事前調査 <u>※調査方法を明確化</u></p> <p>資格者による調査</p> <p>調査結果の3年保存、現場への備え付け</p> <p>作業計画</p> <p>作業状況等の写真等による記録・3年保存</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象） （レベル2も計画届） ※十四日前</p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時）</p> <p>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検</p> <p>隔離解除前の取り残し確認等</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容 【厚生労働省資料より】

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離をする作業に係る措置の強化

- ・隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）をする作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

規制内容の詳細・解説等

解体・改修工事開始前の調査【第3条】

- 工事対象となる**全ての部材**について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかつた場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

※ 石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

吹付材についても、石綿等が使用されている
ものと**みなすことができる範囲**に追加した

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

規制内容の詳細・解説等

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリ（有害物質一覧表）の確認
- ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・**工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業**

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業をいう。

⇒電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・**石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業**

規制内容の詳細・解説等

ご注意！

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

規制内容の詳細・解説等

- 調査結果の記録は、**3年間保存**する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

石綿含有の有無の調査(事前調査)は建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務付けられている。

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものである。

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てである。

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（1）

■事前調査や分析調査は、**要件を満たす者が実施する必要**

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物・船舶については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。
分析調査についても**同様**。

※「石綿等が使用されているおそれが高い工作物」については
令和8年1月1日から義務付け。

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（2）

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者

※ 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・船舶石綿含有資材調査者

規制内容の詳細・解説等

事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設（3）

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

規制内容の詳細・解説等

写真等による作業の実施状況の記録(第35条の2)令和3年4月1日施行

規定の趣旨

- 事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例
- 吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず、届出を行わないまま作業を行った事例
- 必要な石綿ばく露防止のための措置を講じることなく作業を行った事例等が認められた。



解体工事や改修工事は工事終了後に改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを行政等が確認することは困難



解体・改修工事の発注者は、石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすることが必要

工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、写真その他実施状況を確認できる方法により記録し、保存しなければならない。

3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等が目的。

★注意

作業の記録(第35条)

石綿等の取り扱い等作業に従事する**労働者**の作業記録についての保存期間は**40年**。

■ あらかじめ、**電子届**により、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要

＜届出が必要な工事＞

- ①解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（※1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（※3）の解体・改修工事（※2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

※ 1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※ 2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※ 3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

＜届出事項＞

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無い場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合）、石綿作業主任者氏名（石綿等が使用されている場合）

＜留意事項＞

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

**アスベスト
石綿の有無の**

解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、石綿調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

パソコン・スマートフォンから24時間報告できます

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

- ①解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（＊1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（＊3）の解体・改修工事（＊2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

＊1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの（いし）、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁塗装等であって既存の躯体の一部の除去、切断、破壊、研磨、穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

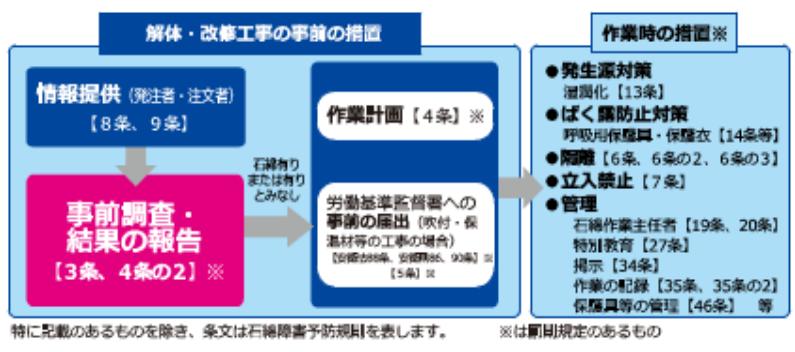
＊2 定期改修や、法令等に基づく定期検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

＊3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、重量遮土保溝バネリ
- ・プラットホームの上蓋、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行なう上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。
また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大

(労働安全衛生規則の改正)

■ 以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

改正前

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物 計画届
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	作業届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



令和3年4月以降（現行）

	建築物、工作物、船舶 計画届	うち耐火建築物・準耐火建築物 計画届
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	○ (R8.1.1施行)	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保溫材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

規制内容の詳細・解説等

石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

■ 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破碎等以外の方法**による必要（技術上困難な場合を除く）

◆ 切断・破碎等以外の方法とは：ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど

◆ 技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

■ **けい酸カルシウム板第1種**をやむを得ず**切断・破碎等**するときは、ビニルシートなどにより作業場所を**隔離**し、常時湿潤な状態に保ちながら作業をする、あるいは除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉塵の発散を防止する措置のいずれかの措置を行わなければならない。

※ 作業場所の隔離は、**負圧**に保つ**必要はない**

規制内容の詳細・解説等

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 (第6条の2第3項、第13条)

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置を講じること

◆湿潤な状態にする方法：

散水、固化剤を吹き付けること、剥離剤を使用すること等の方法がある

「**湿潤な状態のものとする**」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけではなく、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことをいう。

◆発散防止措置：

除じん性能付き電動工具の使用

※ 令和6年4月1日から、「石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。」と変更になりました（石綿則第13条）。

『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』より

【石綿含有成形品の除去にかかる措置】

- ・原則として切断等以外の方法(てばらし)で作業

↓ (技術上困難な場合)

- ・当該石綿を湿潤化した上で、手工具(バール、のこぎり等)により作業
(けい酸カルシウム板第1種の場合、当該作業を行う作業場所にビニールシートで隔離したうえで、作業中常時湿潤な状態に保つ)

↓ (技術上困難な場合)

- ・原則として除じん性能を有する電動工具を使用して作業

↓ (やむを得ず除じん性能

↓ を有していない電動工具を使用する場合)

- ・労働安全衛生規則第333条に規定する漏電による感電の防止措置を講じた上で、電動工具に可能な限り水が直接からないように留意しつつ切断面等に水を噴霧することにより石綿等を常時湿潤な状態にして作業する。

- 「除去する作業」とはディスクグラインダー又はディスクサンダーを用いて除去する作業をいい、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれない。
- 常時湿潤な状態を保つ方法として、剥離剤を使用する方法も含まれる。

規制内容の詳細・解説等

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、けい酸カルシウム板第1種と同様の措置を講じなければならない。
- 仕上げ塗材については、吹付施工のものも含めて、今回の改正で**レベル3相当**と整理された。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類	吹付 材等の 除去等	ム板 碎等 第1種 の破	けい 酸カル シウ	仕上塗 材の電動 工具による 除去	スレート板等の 成形品の除去
		石綿、 保温				
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●		●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●		●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●		●	●	●
作業場所の隔離		●		●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●				
作業時に建材を湿潤な状態にする		●		●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●		●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●		●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●		●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●		●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●		●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●		●	●	●

石綿に関する掲示すべき内容が変わりました

石綿障害予防規則第34条（令和5年4月1日施行）

事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業上又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場
又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨
- 二 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 三 石綿等の取扱い上の注意事項
- 四 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨
及び使用すべき保護具等

掲示すべき記載内容について

(1) 「生ずるおそれのある疾病的種類」及び「疾病的種類」について

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのホームページに掲載されているもの（参考）

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03

(2) 取扱い上の注意事項について

労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Z7253に基づく安全データシート（以下「SDS」）における「項目7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法がある。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/1332-21-4.html>

(3) 使用すべき保護具の掲示について

労働安全衛生法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目8 ばく露防止及び保護措置」の「内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

石綿等取扱いの注意事項

一 石綿等を取り扱う作業場等であること

(例) 石綿等を取り扱う作業場

二 石綿等により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

(1) 生ずるおそれのある疾病的種類

気道障害・肺障害・じん肺(石綿肺)・肺がんまたは中脾腫・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水

(2) その症状

せき・息切れ・胸痛・呼吸困難・全身倦怠感・体重減少

三 石綿等の取扱い上の注意事項

(1) 取扱い

- ・この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。
- ・ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。
- ・適切な呼吸用保護具、適切な保護手袋、適切な目の保護具、適切な保護衣を着用すること。
- ・使用前に使用説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・飲み込みを避けること。
- ・皮膚との接触を避けること。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

(2) 保管

- ・当該物質の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装すること。
- ・前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示すること。
- ・一定の場所を定めておくこと。
- ・化学品を扱う場合の一般的な注意として、安定化した状態でのみ貯蔵する。
- ・涼しい場所に保管する。
- ・床面に沿って換気する。

四 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

必ず次の保護具を使用すること

(具体的な保護具等の種類を記載)

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業）

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

事業者 が知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者

作業従事者 が知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者

一般の方 が知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

石綿事前調査結果報告システム

令和4年4月1日から「石綿事前調査結果報告システム」による報告が義務化されています。

- ▶ 事前調査結果の報告は > [こちらから](#)
- ▶ 報告システムの「利用者マニュアル(基本操作編、詳細機能編)」報告システムFAQ集、一括申請様式、などは、> [こちらから](#)

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の延べ床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事(※令和4年(2022年)1月13日厚生労働省令第3号により追加)

事前調査を行う者の要件

令和5年10月1日着工の工事から事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了したものが行います。

- ▶ 建築物石綿含有建材調査者

① 建築物等:

建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト調査診断協会の登録者が行います。

② 船舶:

船舶石綿含有資材調査者講習の修了者が行います。

<廃棄物処理法>

- ▶ 廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)について(平成29年(2017年)改正)(環境省)

<その他>

- ▶ 石綿則と大気汚染防止法の規制内容の対比について

■【マニュアル等】

<厚生労働省>

- ▶ 石綿則に基づく事前調査のアスペスト分析マニュアル【第2版】(令和4年(2022年)3月)(厚労省)

<環境省>

- ▶ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル「第3版」(令和5年(2023年)4月)(環境省)

- ▶ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和6年(2024年)2月改正)(厚労省・環境省)

- ▶ 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン[改訂版](令和4年(2022年)3月)(環境省)

- ▶ アスペストモニタリングマニュアル【第4.2版】(令和4年(2022年)3月)(環境省)

- ▶ 石綿含有廃棄物処理マニュアル【第3版】(令和3年(2021年)3月)(環境省)

ご清聴ありがとうございました。

